

「サービスの計測に関する検討会」の設置について

平成 21 年 10 月 21 日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

1 目的

本検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、サービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測（以下「サービスの計測」という。）に関する調査研究等の実施について指摘されたことを踏まえ、サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査（以下「需要調査」という。）の実施について具体的な検討を行うとともに、今後のサービスの計測の在り方について検討を行うことを目的として、開催するものとする。

2 主な検討事項

- (1) 需要調査の企画・立案、実施及びとりまとめ
- (2) 今後のサービスの計測の在り方
- (3) その他

3 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

なお、必要に応じて、関係者（学識経験者、関係府省、企業等）に検討会への出席を要請し、意見等を聴取するものとする。

4 庶務

本検討会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）付統計審査官（経済統計担当）室において処理する。

別紙

検討会構成員名簿

<構成員>

- 内閣府国民経済計算部企画調査課課長補佐
- 総務省統計局統計調査部経済統計課統計専門官
- 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐
- 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官（経済統計担当）付副統計審査官
- 文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐
- 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室室長補佐
- 経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室参事官補佐
- 経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室参事官補佐
- 日本銀行調査統計局統計整備担当企画役

<オブザーバー>

- 委託研究の受託業者

<事務局>

- 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官（経済統計担当）室